

議案第 12 号

俱知安町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

俱知安町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

俱知安町長 文 字 一 志

俱知安町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

俱知安町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年俱知安町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「3歳」を「満3歳」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「3歳」を「満3歳」に改め、「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「、次に」を「次に」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第22条第6号中「2歳」を「満2歳」に改める。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第28条第1号及び第4号中「2歳」を「満2歳」に改める。

第29条第2項第2号中「1歳」を「満1歳」に、「3歳」を「満3歳」に改め、同項第3号中「3歳」を「満3歳」に、「4歳」を「満4歳」に改め、「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項第4号中「4歳」を「満4歳」に改め、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第30条中「と読み替えるもの」を削る。

第31条第2項第2号中「1歳」を「満1歳」に、「3歳」を「満3歳」に改め、同項第3号中「3歳」を「満3歳」に、「4歳」を「満4歳」に改め、同項第4号中「4歳」を「満4歳」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当

該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

第33条第1号及び第4号中「2歳」を「満2歳」に改める。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第36条及び第41条中「と読み替えるもの」を削る。

第43条第1号及び第5号中「2歳」を「満2歳」に改める。

第44条第2項第2号中「1歳」を「満1歳」に、「3歳」を「満3歳」に改め、同項第3号中「3歳」を「満3歳」に、「4歳」を「満4歳」に改め、同項第4号中「4歳」を「満4歳」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第46条中「と読み替えるもの」を削る。

第47条第2項第2号中「1歳」を「満1歳」に、「3歳」を「満3歳」に改め、同項第3号中「3歳」を「満3歳」に、「4歳」を「満4歳」に改め、同項第4号中「4歳」

を「満４歳」に改め、同条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

- ４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- ５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「設置し及び」を「設置及び」に、「第48条において準用する第４号」を「第４号」に改め、「と、同条第４号中「次号並びに第33条第４号及び第５号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第３条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第６条中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第９条中「法第18条の18第１項の登録を受けた者をいい、第29条第３項若しくは第44条第３項」を「第29条第３項若しくは第４項若しくは第44条第３項若しくは第４項」に、「保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第29条第２項又は第44条第２項により算定されるものをいう。）」を「前２条の規定の適用がないものとした場合の第29条第２項又は第44条第２項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和８年12月25日から施行する。
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）
- ２ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

説 明

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の一部の施行等により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

俱知安町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、<u>満3歳</u>に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて<u>満3歳</u>以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて<u>満3歳</u>以上のものについて保育を行う場合にあつては、<u>満3歳</u>に満たない者及び当該<u>満3歳</u>以上の児童）をいう。 (4)～(9) (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も<u>満3歳</u>以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、<u>3歳</u>に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は<u>同条第12項第2号</u>の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて<u>3歳</u>以上のものについて保育を行う場合 <u>に</u>あつては、<u>3歳</u>に満たない者及び当該<u>3歳</u>以上の児童）をいう。 (4)～(9) (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も<u>3歳</u>以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が

継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、

継続的に提供されるよう、次に掲げる事項_____

_____に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）_____であって、

町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）

(7)～(11) (略)

(設備の基準)

町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

第13条 削除

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員_____

—

(7)～(11) (略)

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、町長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1)～(5) （略）

(6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。

(7) （略）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2)・(3) （略）

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

(5)～(7) （略）

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、町長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1)～(5) （略）

(6) 前号に掲げる庭の面積は、2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。

(7) （略）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型_____及び小規模保育事業C型_____とする。

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2)・(3) （略）

(4) 2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

(5)～(7) （略）

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) (略)

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなす

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) (略)

(2) 1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 3歳以上4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

〔新設〕

ことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（準用）

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」 とする。

（職員）

第31条 （略）

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) （略）

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

〔新設〕

（準用）

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

（職員）

第31条 （略）

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) （略）

(2) 1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) <u>満3歳以上満4歳に満たない児童</u>（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人 (4) <u>満4歳以上の児童</u> おおむね25人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （準用） 第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」	(3) <u>3歳以上4歳に満たない児童</u>（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人 (4) <u>4歳以上の児童</u> おおむね25人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 〔新設〕 〔新設〕 （準用） 第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並
---	---

_____とする。

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) • (3) (略)

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5) ~ (7) (略)

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業(C型)について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」とする。

びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) • (3) (略)

(4) 2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5)~(7) (略)

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項
 〃の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下と
 する。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」とする。

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。

(1) (略)

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内

定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。

(1) (略)

(2) 1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 3歳以上4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

[新設]

[新設]

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内

保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」_____とする。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 （略）

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

（1）（略）

（2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

（3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

（4）満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事

保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 （略）

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

（1）（略）

（2）1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

（3）3歳以上4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

（4）4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

〔新設〕

業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号

_____において同じ。）」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携

〔新設〕

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（_____特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携

施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項
又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数
の3分の2以上、置かなければならない。

施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等
が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

俱知安町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に係る概要

1 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の一部の施行（令和8年4月1日施行分）

- ・満3歳以上限定小規模保育事業の創設により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準府令」という。）が一部改正されたことに伴う改正

【改正概要】

- ① 満3歳以上限定小規模保育事業者については、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととすること。
- ② 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、小規模保育事業所A型の設備及び職員の基準（満3歳以上の幼児に係る部分に限る。）と同様とすること。
- ③ 満3歳以上限定小規模保育事業者については、附則第3条の連携施設に関する経過措置の対象外とすること。
- ④ その他所要の改正

【教育・保育施設の種類の種類】

- ・保育所（0～5歳）、幼稚園（3～5歳）、認定こども園（0～5歳）
- ・地域型保育（原則0～2歳）

家庭的保育	
小規模保育（A型・B型・C型）	➤ 満3歳以上限定小規模保育の新設
事業所内保育	・ 国家戦略特別区域に限り認められていた「3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業」を全国展開
居宅訪問型保育	・ 対象児童 3～5歳のみ
	・ 利用定員 6～19人
	・ 設備及び職員の基準 小規模保育事業所A型と同様

【施行期日】 公布の日の翌日。ただし、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から。

※ 基準府令の改正は令和8年4月1日から施行されており、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の経過措置により、同日から起算して1年を経過する日までの間は、改正後の基準府令に定める満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準が条例で定められた基準とみなされる。令和8年4月1日以降に一部改正条例の制定公布をする場合は、当該経過措置の適用期間の終期を条例で定める必要がある。

2 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行

- ・ こども性暴力防止法が令和8年12月25日に施行されるに当たり、基準府令が一部改正されたことに伴う改正

【改正概要】

「学校設置者等」は、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務付けられることから、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を規定。

こども性暴力防止法

制度趣旨：児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。

制度対象：事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定

対象事業者：(1) 学校設置者等（学校、児童福祉施設等）➤ 義務として実施

＜主な施設・事業＞

保育所、児童館、乳児等通園支援事業、家庭的保育事業等

(2) 民間教育保育等事業者（学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等）➤ 国の認定を受けて実施

安全確保措置：初犯防止対策、再犯防止対策、防止措置など

【施行期日】 令和8年12月25日（基準府令の改正施行日）

3. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）

- ・ 「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月20日公表）において、保育所等における多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実のため、基準府令が一部改正されたことに伴う改正

【改正概要】

- ① 小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う事業所において、理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとする。
- ② 理学療法士等及び看護師等が保育を行う場合には、保育士による支援を受けられることができる体制を確保しなければならないこと。
- ③ その他所要の改正を行うこと。

【施行期日】 公布の日の翌日

※ 基準府令の改正は令和8年4月1日から施行されており、経過措置により、同日から起算して1年を超えない期間内においては、一部改正条例が制定施行されるまでの間は、改正後の基準府令に定める基準が条例で定められた基準とみなされる。